

議案第29号

田川市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年6月24日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が現行の8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

田川市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和17年条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第4条—第10条）」を「（第4条—第17条）」に、「（第11条—第17条）」を「（第18条）」に改める。

第2条第2項を削る。

第17条を第18条とし、第11条から第16条までを削る。

第10条中「次の各号に」を「次に」に、「については、」を「ついて」に改め、第2章中同条を第11条とし、同条の次に次の6条を加える。

（利用の許可）

第12条 福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、福祉センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 公共の福祉に反するおそれがあると認めるとき。
- (3) 建物若しくは附属設備等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が適当でないとき。

（利用許可の取消し等）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用の条件を変更し、又は利用を制限若しくは停止することができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。
- (5) 公用又は管理上その他やむを得ない事由により、市又は指定管理者において緊急の

必要が生じたとき。

- 2 前項の規定に基づく措置によって利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）又は利用許可を取り消された者が、損害を受けても、市及び指定管理者は、賠償その他の責を負わない。

（利用料金の収入）

第15条 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させる。

（原状回復の義務）

- 第16条 利用者は、その利用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。利用の許可を取り消されたとき、又は利用を停止されたときも同様とする。

（損害賠償）

- 第17条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、建物若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市又は指定管理者に賠償しなければならない。

第9条の見出しを「（利用料金の還付）」に改め、同条を第10条とし、第8条中「別表に掲げる額」を「1人1日につき310円（消費税及び地方消費税の額を含む。）」に改め、同条を第9条とし、第7条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「同月15日」を「15日」に改め、同条を第8条とし、第6条第1項中「利用について」を「利用時間」に改め、同条を第7条とし、第5条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第6条とし、第4条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「育成事業等実施」を「育成事業等の実施」に改め、同条第5号中「住民福祉」を「市民の健康と福祉」に改め、第2章中同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（福祉センターの設置）

第4条 スマイルプラザに田川市福祉センター（以下「福祉センター」という。）を置く。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の福祉センターの利用について許可を受け、当該利用に係る利用料金を納付している者の当該利用料金の額

については、なお従前の例による。